平成２２年（フ）第４０３号
沖縄県那覇市字仲井真300番地　シャトル仲井真301
債務者　神山　康善
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第４１３号
沖縄県島尻郡八重瀬町字港川28番地
債務者　上原　朝
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第４１５号
沖縄県那覇市識名４丁目12番23号
債務者　高良　勝江
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第２４号
沖縄県石垣市字大川295番地　メゾンロワーレ306号、住民票上の住所沖縄県石垣市字宮良256番地１
債務者　田盛眞由美（旧姓榊原）
1　決定年月日時　平成22年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで　那覇地方裁判所石垣支部

平成２２年（フ）第２５号
沖縄県石垣市字真栄里58番地２　オーシャンパレス206号
債務者　洲鎌　好美
1　決定年月日時　平成22年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで　那覇地方裁判所石垣支部

平成２２年（フ）第２６号
沖縄県八重山郡竹富町字小浜79番地
債務者　宮城　数美（旧姓目仲）
1　決定年月日時　平成22年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで　那覇地方裁判所石垣支部

平成２２年（フ）第２４０号
青森県八戸市是川１丁目３番地２　市営住宅２－１－３、前住所青森県八戸市是川１丁目２番地１　市営住宅Ｄ９―61
債務者　浦田　裕志
1　決定年月日時　平成22年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで　青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２２年（フ）第１３６号
宮城県柴田郡柴田町槻木西３丁目６番14号
債務者　若生絵利子
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで　仙台地方裁判所大河原支部

平成２２年（フ）第１４６号
宮城県刈田郡蔵王町大字平沢字寺前14番地２
債務者　安住　恵子
1　決定年月日時　平成22年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで　仙台地方裁判所大河原支部

平成２２年（フ）第１４７号
宮城県刈田郡蔵王町大字平沢字寺前14番地２
債務者　安住　徹
1　決定年月日時　平成22年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで　仙台地方裁判所大河原支部

平成２２年（フ）第４６０号
秋田市河辺和田字北条ヶ崎14番地14
債務者　和田　大助
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで　秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４６７号
秋田市大町５丁目７番60号　星アパートＡ号
債務者　石郷岡　進
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで　秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４７３号
秋田県潟上市天王字下分水26番地21　コートエスケー101号、前住所秋田県潟上市天王字上江川47番地291　ビューハイツ102号
債務者　眞壁ひろ子
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで　秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１９８号
茨城県龍ケ崎市佐貫３丁目６番地４　ルミエールＡ棟101号室、前住所茨城県つくばみらい市西丸山47番地
債務者　大久保公夫
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで　水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２２年（フ）第４７号
千葉県館山市国分854番地の１
債務者　飯田　浩一
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで　千葉地方裁判所館山支部

平成２２年（フ）第１１２号
長野県諏訪郡富士見町落合9894番地40　マンションフジミ102
債務者　小松　直美
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで　長野地方裁判所諏訪支部

平成２２年（フ）第１３５２号
京都市伏見区深草大亀谷東古御香町49番地５
債務者　古瀬　正代
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係